

富士山静岡空港企業サポーターズクラブ 会則

■第1条 名称

この会は、「富士山静岡空港企業サポーターズクラブ」（以下「本クラブ」といいます。）と称します。

■第2条 目的

本クラブは、会員による富士山静岡空港（以下「空港」といいます。）への理解を促進し、空港の積極的な利活用を推進することにより、空港を活用した産業・経済の活性化や、地域の発展等に資することを目的とします。

■第3条 運営

1. 本クラブの運営は、富士山静岡空港利用促進協議会（以下「協議会」といいます。）が行います。
2. 協議会は、本クラブの運営業務について業務委託契約を締結した事業者に行わせることがあります。

■第4条 会員

会員とは、本クラブの目的に賛同する、日本国内における民法又は各法律に基づく法人の日本国内及び海外の事務所又は事業所（以下、「事業所等」といいます。）で、この会則を承認のうえ、所定の手続きにより入会登録をした事業所等をいいます。ただし、地方税法第25条第1項第1号（※）に規定される法人・団体は会員の対象の外とします。

※参考条文（地方税法）

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第25条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 国、非課税独立行政法人（中略）、国立大学法人等（中略）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、非課税地方独立行政法人（中略）、公立大学法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

■第5条 入会登録

1. 本クラブへの入会は、「富士山静岡空港企業サポーターズクラブ入会届出書（様式第1号）」（以下、「入会届」といいます。）に登記簿の写し等の必要書類を添付して協議会へ提出することによる届出手続きを行うこととします。
2. 協議会は、入会届の受付後、届出内容を審査し、適当と認められる場合には、本クラブ会員として登録し、入会届を提出した事業所等へ登録証を交付します。
3. 協議会は、次の場合、会員登録を受け付けないことがあります。この場合、本クラブは、理由の開示を一切行わず、登録を受け付けないことにより生じる損害を一切負担しません。
 - (1) 虚偽や不備のある情報により、会員登録を行おうとする場合
 - (2) 法令違反があるなど、本クラブが会員として不適格であると判断した場合
4. 協議会は、入会届に記載された事業所等の名称及び空港へのメッセージを、本クラブのホームページに掲載します。

■第6条 特典

会員は、以下の特典を受けられるほか、本クラブが主催又は共催する各種イベント等に参加することができます。

- (1) 電子メールにより配信される空港に関する情報の授与

- (2) 会員を対象としたビジネス利用補助制度の利用
- (3) 本クラブに協賛した企業や団体等による割引等のサービスの享受
- (4) その他、会員特典として定めた事項の享受

■第7条 入会金及び年会費

入会金及び年会費は無料とします。

■第8条 登録事項の変更

1. 会員は、会員登録情報に変更があった場合には、「富士山静岡空港企業サポーターズクラブ登録事項変更届出書（様式第2号）」を協議会へ提出することによる登録事項変更の手続きを行うものとします。
2. 1の処理を行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかつた等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員が負うこととします。

■第9条 会員資格の喪失事由

会員が次の各号のいずれか一つにでも該当するときは、会員資格を失うものとします。

- (1) 「富士山静岡空港企業サポーターズクラブ退会届出書（様式第3号）」を協議会へ提出することによる退会の手続きを行ったとき
- (2) 会員資格が取り消されたとき

■第10条 会員資格の取り消し

本クラブは、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当するときは、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) 本クラブの名誉又は信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 会員が本会則や諸法令の規定に違反するなど、本クラブが会員として不適格であると判断したとき
- (4) 申込者が虚偽の事実を申告した場合

■第11条 免責

次の各号に関して、本会の責に帰すべき事由がある場合を除いては、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本クラブに協賛した企業や団体等による特典付与について、その提供元企業や団体等と会員との間で生じた紛議および損害等
- (2) 本クラブが提供するサービスの利用による、会員同士または会員と第三者との間で生じた紛議および損害等

■第12条 会則の変更

本クラブは、必要と認めるときに会員への予告なく、本会則の内容を変更することができるものとします。この場合、本クラブは協議会のホームページ等で速やかに会員に告知します。

■第13条 会員の個人情報の登録・利用及び提供に関する同意

会員は、個人情報の登録・利用及び提供に関し、次の内容に同意するものとします。

1. 本クラブ（業務を委託しているときは委託業者も含まれます。）は、登録していただいた会員の個人情報を他に漏らすことのないよう、その保護に充分注意を払うものとします。
2. 本クラブは、次の各号に掲げる目的のために、会員の個人情報を利用いたします。
 - (1) 空港に関する情報のご案内
 - (2) 会員特典の提供
 - (3) 会員を対象としたアンケート等の実施
 - (4) その他、会員向け各種情報、サービスのご案内
3. 本クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員の個人情報のうち

- 特定個人を識別することができない方法により統計データとして開示することがあります。
4. 本クラブは、会員特典の提供のため、会員の個人情報を、特典を取り扱う旅行会社や、特典を提供する企業、静岡県等に連絡することがあります。
 5. 前項に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には、会員の個人情報を第三者に開示することがあります。

■第14条 お問合せ先

本クラブ並びに会員の個人情報に関するお問合せは、下記にて承ります。

名 称 富士山静岡空港利用促進協議会

所在地 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 20-8 (社) 静岡県商工会議所連合会内

電 話 054-252-8161 F A X 054-252-6610

E-mail info-fsa@fs-airport.com

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

富士山静岡空港企業サポーターズクラブ入会届出書

年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会

(静岡県商工会議所連合会) 事務局 行き

貴会の趣旨に賛同するとともに、会則を順守することを誓約し、以下の内容で入会を申し込みます。

フリガナ 貴事業所名		
所在地	〒 -	
代表者	御役職	
	フリガナ 御氏名	
御連絡先	所属・御役職	
	フリガナ 御担当者氏名	
	T E L	() -
	F A X	() -
	E - M a i l	
富士山静岡空港 へのメッセージ等	月平均の利用見込み回数 (片道)	

※事業所名以外での媒体掲出を御希望の場合に御記入ください。御記入のない場合には、上記の「貴事業所名」にて掲出させていただきます。

※ 事業所名、所在地及び代表者名を確認するための資料として、商業登記簿の写しなどを添付してください。

募集する会員：日本国内の法人ただし、公的な性格が強い法人（地方自治体、独立行政法人（公立大学法人、県立病院等）等、地方税法第25条第1項第1号に規定する法人）は、入会の対象外とさせていただきます。

(様式第2号)

富士山静岡空港企業サポーターズクラブ登録事項変更届出書

年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会

(静岡県商工会議所連合会) 事務局 行き

貴会への入会登録事項に下記のとおり変更があったので届け出ます。

会 員 名			
会 員 番 号			
変 更 事 項 ※変更箇所 のみ記載 ください。	事 業 所 名		
	所 在 地		
	代 表 者	御役職	
		フリガナ 氏名	
	担 当 者	所属・御役職	
		フリガナ 氏名	
	連絡先Tel		
	連絡先 FAX		
	連絡先 E-Mail		

※事業所名、所在地又は代表者名の変更の場合には、これを確認するための資料として、商業登記簿の写しなどを添付してください。

(様式第3号)

富士山静岡空港企業サポーターズクラブ退会届出書

年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会

(静岡県商工会議所連合会) 事務局 行き

下記のとおり貴会からの退会を希望しますので届け出ます。

会員名	
会員番号	
退会理由	